

報告事項2

個人情報保護法改正に伴う運営審議会承認事項（避難行動要支援者名簿の情報の外部提供）の取扱いについて

1 概要

災害の発生に備えた平時における避難行動要支援者名簿の避難支援等関係者に対する外部提供については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の11第2項において、「当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（中略）の同意が得られない場合は、この限りでない」と規定されており、条例に特別の定めがある場合に限り、本人同意を得ないで提供できることになっている。

これまで、本区では、平時の名簿情報の提供については、個別に本人同意を得ることはしておらず、災害対策基本法の「条例に特別な定めがある場合」に当たるものとして、墨田区個人情報保護条例（平成2年墨田区条例第19号。以下「現行条例」という。）第16条第1項第5号の「あらかじめ運営審議会の意見を聴いて、外部提供をすることが特に必要であると認めるとき」の規定を根拠に、運営審議会の承認（平成19年6月6日承認、平成27年2月6日変更・追加承認）を得た上で、外部提供してきた。

しかし、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の改正及び現行条例の廃止に伴い、令和5年4月1日以降は条例に特別の定めがなくなるため、上記の取扱いはできなくなる。

このことについて、令和4年9月2日付けで内閣府及び消防庁から地方自治法に基づく技術的助言があり、災害対策基本法の「条例に特別の定めがある場合」の取扱いの考え方として、本人同意を得ない場合の外部提供については、個別条例の制定等により対応することが必要であることが示された。

これを受けて、本区では新たに「（仮称）墨田区避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例」を制定して対応する予定であるため、報告する。

2 現在、外部提供している個人情報記録名及び個人情報の項目等

別紙「個人情報の例外的取扱いに関する運営審議会承認事項一覧（抜粋）」のとおり

3 今後のスケジュール（予定）

令和4年12月上旬	パブリック・コメント募集
令和5年2月議会	区議会に条例案提出
令和5年4月1日	条例施行

4 その他

過去に答申を得ている「個人情報の例外的取扱いに関する運営審議会承認事項（目的外利用・外部提供）」の令和5年4月1日以降の取扱いについては、現在精査中であるが、利用目的以外の目的の利用及び提供について定める個人情報保護法第69条の各規定等に照らして、いずれも引き続き実施できる見込みであり、個別の条例制定が必要になるものは、本件のみである。

個人情報の例外的取扱いに関する運営審議会承認事項一覧（抜粋）

整理番号	外部提供する個人情報記録名及び個人情報の項目	外部提供の相手方	外部提供の理由	提供の方法	備考
88	<p>*住民基本台帳 (区民部窓口課保有) 75歳以上の一人暮らし又は75歳以上のみの世帯の者の ①氏名 ②住所 ③生年月日 (追加) ④性別 (基準日: 9月1日)</p> <p>*身体障害者名簿 (福祉保健部障害者福祉課保有) 第1種身体障害者の ①氏名 ②住所 ③障害種別 ④生年月日 ⑤性別 (基準日: 9月1日)</p> <p>*知的障害者名簿 (福祉保健部障害者福祉課保有) 第1種知的障害者の ①氏名 ②住所 ③障害種別 ④生年月日 ⑤性別 (基準日: 9月1日)</p> <p>*要介護者名簿 (福祉保健部介護保険課保有) 要介護度3・4・5の者(施設入居者を除く。)の ①氏名 ②住所 ③生年月日 (追加) ④性別 (基準日: 9月1日) (H19.6.6承認・H27.2.6変更)</p>	警察署、消防署、消防団、民生委員及び墨田区社会福祉協議会	より多くの要配慮者の避難支援体制整備等を進め、災害発生時に的確かつ迅速に要配慮者の安否確認や避難誘導を行うためには、本人からの支援希望を待つのみでは不十分である。	*外部提供の相手方と「墨田区避難行動要支援者名簿の取扱いに関する協定書」(仮称)を締結した上で提供する。	*本人通知 対象者が多く通知に関する費用と事務量が膨大であるため、本人への通知は省略する。
追加	<p>*住民記録管理システム (区民部国保年金課保有) に登録されている者の ①氏名 ②住所 ③生年月日 ④性別 ⑤電話番号 (基準日: 9月1日)</p> <p>*みまもりリスト (福祉保健部高齢者福祉課保有) に記載されている者の ①氏名 ②住所 ③生年月日 ④性別 ⑤電話番号 (基準日: 9月1日) (H27.2.6承認)</p>				*介護保険課、国保年金課及び高齢者福祉課から新規に外部提供する電話番号については、名簿に追加するにあたり、システム改修が必要となる。システム改修には、一定期間を要するため、システム改修後、電話番号を含む名簿を作成し、提供する。 なお、9月1日現在の名簿作成作業までにシステム改修が完了しなかった場合は、翌年の名簿に電話番号を記載し、提供する。